



マイナンバーカードの申請は簡単です!



本人確認ができる身分証明書を持って住民課窓口に来庁するだけです。
あとは職員が写真撮影(無料)から申請までをお手伝いします。

所要時間は約10分です!

身分証明書をもって住民課窓口へ

職員が専用端末で写真撮影から申請までをお手伝い

◆申請費用 初回無料
◆持ってくるもの

※ご本人が用意された写真で申請することもできます。
その場合は6か月以内に撮影されたもので正面・無帽・無背景の鮮明な写真である必要があります。
※15歳未満の子どもは、法定代理人による申請が必要です。

- ▶ご自宅からでも申請できます。
- ◎パソコンによる申請
 - ◎郵送による申請
 - ◎スマートフォンによる申請
- 詳しくは広報すえ6月号をご覧ください。

広報すえは、須恵町役場ホームページからでも閲覧できます。



▶問い合わせ先
マイナンバーカード申請・交付について
住民課 住民係 ☎ 932-1151(内線111・112) ☎ 932-1467(ダイヤルイン)

コンビニ交付サービスを利用した証明書交付手数料減額のお知らせ

平成28年4月1日から、マイナンバーカードを利用した、コンビニ交付サービス(※)を実施しています。マイナンバーカードの普及とコンビニ交付サービスの利用促進のため、11月1日(月)からコンビニ交付サービスの証明書交付手数料を100円減額します。

※コンビニ交付サービスとは、役場や全国のコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機(マルチコピー機)で、住民票などが取得できるサービスです。

証明書の種類	手数料(窓口)	手数料(コンビニ交付)
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
戸籍の附票の写し	300円	200円

多機能端末機で証明書を取得するために必要なもの

- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 4桁の数字の暗証番号
- 手数料

須恵町応援商品券を配布します ~マイナンバーカードをつかって須恵町を応援しよう~

マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている地域の経済活動を支援し、町内の消費を促すため、マイナンバーカード取得者に須恵町応援商品券を配布します。

▶商品券



×10枚 → **5,000円**

▶対象者 ①令和3年9月30日時点で須恵町に住民登録があり、有効なマイナンバーカードを取得済みの人。
②令和3年10月1日から令和4年2月25日までに、須恵町からマイナンバーカードの交付を受けた人。

▶配布方法
対象者①の人 10月中旬ごろ、ゆうパックにて順次発送いたします。
※お住まいの地域によって送付時期が前後する場合があります。
※事情により郵送での受け取りができない人は、役場で直接受け取ることができます(受け取りの際に、身分証明書などが必要です)。
対象者②の人 須恵町役場 住民課窓口で、マイナンバーカードを交付する際に配布します。

▶使用期間 **商品券受取日~令和4年2月28日(月)まで**

▶取扱店舗
「須恵町応援商品券取扱店」のポスターを掲示している店舗のみで利用できます。
取扱店舗は、須恵町ホームページでご確認ください。
取扱店舗は随時募集していますので、ご希望の場合は下記までお問い合わせください。



▶注意事項
・商品券の再発行はできません。
・転売や譲渡は行わないでください。

▶問い合わせ先
マイナンバーカード普及推進室 ☎ 932-1151(内線173・174)



注意! マイナンバーカードは、申請から受け取りまで1~2か月ほどかかります。12月に入ってから申請になると、受け取りが令和4年1月以降になり、商品券の利用できる期間が短くなりますので、できるだけ11月中の申請をお願いします。